

協定項目	2 0	協議項目	国民健康保険制度の取扱い	関係項目	国民健康保険税	檜山北部 3 町合併協議会資料
3 町の現況						
大成町			瀬棚町		北檜山町	
(1)被保険者数 1 , 2 4 1 人			(1)被保険者数 1 , 2 7 2 人		(1)被保険者数 3 , 1 5 8 人	
(2)世帯数 6 0 0 世帯			(2)世帯数 5 8 1 世帯		(2)世帯数 1 , 4 0 6 世帯	
(3)税率			(3)税率		(3)税率	
[医療保険分]			[医療保険分]		[医療保険分]	
所得割 1 3 . 3 1 %			所得割 9 . 2 0 %		所得割 6 . 7 0 %	
資産割 7 5 . 0 0 %			資産割 7 0 . 0 0 %		資産割 5 5 . 0 0 %	
均等割 (1 人当り) 2 6 , 4 0 0 円			均等割 (1 人当り) 2 5 , 0 0 0 円		均等割 (1 人当り) 2 7 , 0 0 0 円	
平等割 (1 世帯当り) 4 3 , 3 0 0 円			平等割 (1 世帯当り) 4 0 , 0 0 0 円		平等割 (1 世帯当り) 3 8 , 0 0 0 円	
[介護保険分]			[介護保険分]		[介護保険分]	
所得割 0 . 8 0 %			所得割 0 . 7 0 %		所得割 0 . 7 0 %	
資産割 6 . 0 0 %			資産割 6 . 0 0 %		資産割 7 . 4 0 %	
均等割 (1 人当り) 5 , 0 0 0 円			均等割 (1 人当り) 5 , 7 0 0 円		均等割 (1 人当り) 6 , 8 0 0 円	
平等割 (1 世帯当り) 3 , 5 0 0 円			平等割 (1 世帯当り) 3 , 8 0 0 円		平等割 (1 世帯当り) 4 , 4 0 0 円	
(4)課税限度額			(4)課税限度額		(4)課税限度額	
[医療保険分] 5 3 0 , 0 0 0 円			[医療保険分] 5 3 0 , 0 0 0 円		[医療保険分] 5 3 0 , 0 0 0 円	
[介護保険分] 8 0 , 0 0 0 円			[介護保険分] 8 0 , 0 0 0 円		[介護保険分] 8 0 , 0 0 0 円	
(5)賦課期日 4 月 1 日			(5)賦課期日 4 月 1 日		(5)賦課期日 4 月 1 日	
(6)納期			(6)納期		(6)納期	
第 1 期 6 月 1 日 ~ 同月 3 0 日			第 1 期 5 月 1 日 ~ 同月 3 1 日		第 1 期 7 月 1 日 ~ 同月 3 1 日	
第 2 期 7 月 1 日 ~ 同月 3 1 日			第 2 期 6 月 1 日 ~ 同月 3 0 日		第 2 期 8 月 1 日 ~ 同月 3 1 日	
第 3 期 8 月 1 日 ~ 同月 3 1 日			第 3 期 7 月 1 日 ~ 同月 3 1 日		第 3 期 9 月 1 日 ~ 同月 3 0 日	
第 4 期 9 月 1 日 ~ 同月 3 0 日			第 4 期 8 月 1 日 ~ 同月 3 1 日		第 4 期 1 0 月 1 日 ~ 同月 3 1 日	
第 5 期 1 0 月 1 日 ~ 同月 3 0 日			第 5 期 9 月 1 日 ~ 同月 3 0 日		第 5 期 1 1 月 1 日 ~ 同月 3 0 日	
第 6 期 1 1 月 1 日 ~ 同月 3 0 日			第 6 期 1 0 月 1 日 ~ 同月 3 1 日		第 6 期 1 2 月 1 日 ~ 同月 2 8 日	
第 7 期 1 2 月 1 日 ~ 同月 2 5 日			第 7 期 1 1 月 1 日 ~ 同月 3 0 日			
			第 8 期 1 2 月 1 日 ~ 同月 2 8 日			

3 町の現況		
大成町	瀬棚町	北檜山町
(7)保険税の軽減 【7 割軽減】 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者 [医療保険分]均等割(1 人当り) 18,480 円 平等割(1 世帯当り) 30,310 円 [介護保険分]均等割(1 人当り) 3,500 円 平等割(1 世帯当り) 2,450 円 【5 割軽減】 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に納税義務者を除く被保険者 1 人につき 245,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 [医療保険分]均等割(1 人当り) 13,200 円 平等割(1 世帯当り) 21,650 円 [介護保険分]均等割(1 人当り) 2,500 円 平等割(1 世帯当り) 1,750 円 【2 割軽減】 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者 1 人につき 350,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 [医療保険分]均等割(1 人当り) 5,280 円 平等割(1 世帯当り) 8,660 円 [介護保険分]均等割(1 人当り) 1,000 円 平等割(1 世帯当り) 700 円	(7)保険税の軽減 【7 割軽減】 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者 [医療保険分]均等割(1 人当り) 17,500 円 平等割(1 世帯当り) 28,000 円 [介護保険分]均等割(1 人当り) 4,000 円 平等割(1 世帯当り) 2,700 円 【5 割軽減】 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に納税義務者を除く被保険者 1 人につき 245,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 [医療保険分]均等割(1 人当り) 12,500 円 平等割(1 世帯当り) 20,000 円 [介護保険分]均等割(1 人当り) 2,900 円 平等割(1 世帯当り) 1,900 円 【2 割軽減】 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者 1 人につき 350,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 [医療保険分]均等割(1 人当り) 5,000 円 平等割(1 世帯当り) 8,000 円 [介護保険分]均等割(1 人当り) 1,200 円 平等割(1 世帯当り) 800 円	(7)保険税の軽減 【7 割軽減】 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者 [医療保険分]均等割(1 人当り) 18,900 円 平等割(1 世帯当り) 26,600 円 [介護保険分]均等割(1 人当り) 4,760 円 平等割(1 世帯当り) 3,080 円 【5 割軽減】 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に納税義務者を除く被保険者 1 人につき 245,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 [医療保険分]均等割(1 人当り) 13,500 円 平等割(1 世帯当り) 19,000 円 [介護保険分]均等割(1 人当り) 3,400 円 平等割(1 世帯当り) 2,200 円 【2 割軽減】 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者 1 人につき 350,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 [医療保険分]均等割(1 人当り) 5,400 円 平等割(1 世帯当り) 7,600 円 [介護保険分]均等割(1 人当り) 1,360 円 平等割(1 世帯当り) 880 円

3 町の現況				
項	目	大成町	瀬棚町	北檜山町
(8)保健事業	各種検診助成	胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診	乳がん検診、子宮がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、生活習慣病検診、肺がん検査、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検査、前立腺がん検診、ヘパシガン検査、E型肝炎検査、脳検診、古希検診	胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診
	人間ドック一部助成	助成制度なし	助成制度なし	助成制度なし
	その他の助成	助成制度なし	助成制度なし	助成制度なし
(9)出産育児一時金		給付額 300,000円	給付額 300,000円	給付額 300,000円
(10)葬祭費		給付額 35,000円	給付額 30,000円	給付額 30,000円
(11)高額療養費貸付事業		制度の内容 国保連合会における高額療養費貸付制度により対応（実績なし） 貸付額 高額療養費支給見込額の 90 / 100 利子 無利子 委任払制度 有	制度の内容 国保連合会における高額療養費貸付制度により対応（実績なし） 貸付額 高額療養費支給見込額の 90 / 100 利子 無利子 委任払制度 有	制度の内容 国保連合会における高額療養費貸付制度により対応（実績なし） 貸付額 高額療養費支給見込額の 90 / 100 利子 無利子 委任払制度 有

（平成 16 年 4 月 1 日現在）

1 国民健康保険税率による比較 [一般被保険者 1 人当り年税額] (単位：円)

区 分	医 療 分			介 護 分			合 計			備 考
	大成町	瀬棚町	北檜山町	大成町	瀬棚町	北檜山町	大成町	瀬棚町	北檜山町	
平成 13 年度	65,571	83,184	73,024	11,488	15,866	17,417	77,059	99,050	90,441	
平成 14 年度	65,995	73,334	76,989	10,275	13,702	18,047	76,270	87,036	95,036	
平成 15 年度	67,703	67,808	65,057	9,613	11,832	14,695	77,316	79,640	79,752	

「国民健康保険税賦課状況等に関する調査表（確定分）」による賦課額及び被保険者数により算出

2 国民健康保険税率による比較 [一般被保険 1 世帯当たり年税額] (単位：円)

区 分	医 療 分			介 護 分			合 計			備 考
	大成町	瀬棚町	北檜山町	大成町	瀬棚町	北檜山町	大成町	瀬棚町	北檜山町	
平成 13 年度	135,979	184,206	173,778	17,178	24,227	25,861	153,157	208,433	199,639	
平成 14 年度	126,984	162,324	176,280	14,938	20,467	26,712	141,922	182,791	202,992	
平成 15 年度	126,708	146,669	148,735	13,484	17,403	21,750	140,192	164,072	177,556	

「国民健康保険税賦課状況等に関する調査表（確定分）」による賦課額及び被保険世帯数により算出

3 参考[3 町の現行税率]

区 分	医 療 分			介 護 分		
	大成町	瀬棚町	北檜山町	大成町	瀬棚町	北檜山町
所得割（％）	13.31	9.20	6.70	0.80	0.70	0.70
資産割（％）	75.00	70.00	55.00	6.00	6.00	7.40
均等割（円）	26,400	25,000	27,000	5,000	5,700	6,800
平等割（円）	43,300	40,000	38,000	3,500	3,800	4,400

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

関 係 法 令

■ 地方税法（抜粋）

（国民健康保険税）

第 703 条の 4 （略）

- 2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を除くものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金とする。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。
- 3 国民健康保険税のうち国民健康保険法第 8 条の 2に規定する被保険者（以下本節において「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者（以下本節において「一般被保険者」という。）に係る国民健康保険税の標準基礎課税総額は、次に掲げる額の合算額（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該合算額のうち当該市町村の分賦金の額）とする。
- (1) 当該年度の初日における一般被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 100 分の 65 に相当する額
- (2) 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額
- イ 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用に係る国の負担金の見込額
- ロ 当該年度分の国民健康保険法第 70 条第 1 項第 2 号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該年度の同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額
- 4 前項の標準基礎課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準基礎課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100 分の 40
	資産割総額	100 分の 10
	被保険者均等割総額	100 分の 35
	世帯別平等割総額	100 分の 15

所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100 分の 50
	被保険者均等割総額	100 分の 35
	世帯別平等割総額	100 分の 15
所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	100 分の 50
	被保険者均等割総額	100 分の 50

5 ～ 1 6 （略）

1 7 第 5 項又は第 12 項の基礎課税額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第 5 項の基礎課税額と第 12 項の基礎課税額との合算額）は、53 万円を超えることができない。

1 8 国民健康保険税のうち標準介護納付金課税総額は、当該年度分の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該額のうち当該市町村の分賦金の額）とする。

1 9 前項の標準介護納付金課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準介護納付金課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100 分の 40
	資産割総額	100 分の 10
	被保険者均等割総額	100 分の 35
	世帯別平等割総額	100 分の 15
所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100 分の 50
	被保険者均等割総額	100 分の 35
	世帯別平等割総額	100 分の 15
所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	100 分の 50
	被保険者均等割総額	100 分の 50

2 0 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち介護納付金課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準介護納付金課税総額の区分に応じ、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

21～25 （略）

26 第20項の介護納付金課税額は、8万円を超えることができない。

（国民健康保険税の減額）

第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、[所得税法第57条第1項、第3項又は第4項](#)の規定の例によらないものとする。以下本条中山林所得金額の算定について同様とする。）及び山林所得金額の合算額が、第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）の数に応じて政令で定める金額を加算した金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

2 前条第4項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額の一般被保険者に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合が政令で定める基準に該当する市町村は、前項の規定による減額がされない国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が政令で定める金額を超えない場合（当該市町村長が、これらの者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く。）においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

■ 地方税法施行令

（国民健康保険税の減額）

第56条の89 [法第703条の5第1項](#)に規定する政令で定める金額は、国民健康保険の被保険者1人について24万5千円とする。

2 [法第703条の5第1項](#)に規定する基準は、次のとおりとする。

- 一 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額）について行うこと。
- 二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ [法第703条の5第1項](#)に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が[法第314条の2第2項](#)に規定する金額を超えない世帯（1）から（3）までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める割合

（1） 前年度又は当該年度における[法第703条の4第4項](#)の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割総額）の一般被保険者（[国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第8条の2](#)に規定する被保険者以外の国民健康保険の被保険者をいう。）に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合（以下「応益割合」という。）が100分の45以上100分の55未満の市町村 10分の7

（2） 前年度及び当該年度における応益割合が100分の35未満の市町村 10分の5

（3） （1）及び（2）に掲げる市町村以外の市町村 10分の6

ロ イに掲げる世帯以外の世帯 (1) から (3) までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ (1) から (3) までに定める割合

(1) 前年度又は当該年度における応益割合が 100 分の 45 以上 100 分の 55 未満の市町村 10 分の 5

(2) 前年度及び当該年度における応益割合が 100 分の 35 未満の市町村 10 分の 3

(3) (1) 及び (2) に掲げる市町村以外の市町村 10 分の 4

3 法第 703 条の 5 第 2 項に規定する政令で定める基準に該当する市町村は、前年度又は当該年度における応益割合が 100 分の 45 以上 100 分の 55 未満の市町村とする。

4 法第 703 条の 5 第 2 項に規定する政令で定める金額は、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数に 35 万円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

5 法第 703 条の 5 第 2 項に規定する被保険者均等割額又は世帯別平等割額の減額に係る政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額 (世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額) について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に 10 分の 2 を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

■ 市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第 10 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

先進事例（調整の内容）

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態	調整の内容
平成 15 年 4 月 1 日	香川県東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	新設	【保険税賦課関係】 (1)国民健康保険税の減額（応益分）の軽減割合については、白鳥町の例により調整する。 (2)国民健康保険税の納期については、3町に相違がないため現行どおりとする。 (3)国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額については、3町に相違がないため現行のとおりとする。 (4)国民健康保険税の基礎課税額の税率については、医療費に見合う税率を定める。 (5)国民健康保険税の介護納付金課税額の課税限度額については、3町に相違がないため現行のとおりとする。 (6)国民健康保険税の介護納付金課税額の税率については、白鳥町の例により調整する。 (7)国民健康保険税の納税義務の発生、消滅に伴う賦課については、3町に相違がないため現行のとおりとする。 【保険給付関係】 (1)保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぎ、葬祭費については、40,000円とする。 (2)保健事業については、現行どおり引き継ぎ、新町において調整する。 (3)事務処理システムについては、3町とも異なっており、電算システムの調整内容による取扱いとする。
平成 16 年 2 月 1 日	岐阜県飛騨市	古河町、河合村、富川村、神岡町	新設	(1)賦課は四方式で、応能・応益割は50：50とし、保険料率の基準については古河町を基準に新市において調整する。 (2)軽減割合は、7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用する。 (3)賦課期日は4月1日とし納期は現行のとおり12期とする。 (4)出産育児金は現行のとおり30万円とする。 (5)葬祭費の支給については現行のとおり2万円とする。 (6)高額医療の貸付事業については古河町の事例により新市に引き継ぐ。 (7)保険事業(人間ドック)については神岡町の事例により新市移行までに調整する。

調整の内容（例示）

協議事項	国民健康保険制度の取扱い	関係項目	国民健康保険税
国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1 国民健康保険税率については、合併年度は現行どおりとし翌年度課税分から統一のうえ課税する。 2 国民健康保険税の課税限度額については、（３町に差異がないため現行どおりとする。又は〇〇〇〇〇円とする。） 3 国民健康保険税の介護納付金の課税限度額については、（現行どおりとする。又は〇〇〇〇〇円とする。） 4 国民健康保険税の賦課期日については、（３町に差異がないため現行どおり４月１日とする。又は〇〇町の例による。） 5 国民健康保険税の納期については、（〇〇町の例による。又は〇〇期とする。） 6 国民健康保険税の応能・応益割合については、一般被保険者分を概ね５０：５０とし、軽減割合７割、５割、２割を適用させる。 7 介護保険分については、介護納付金を確保するため、賦課割合は調整するものとする。 8 国民健康保険事業財政調整基金については、新町に引き継ぎ統合するものとする。 9 出産育児一時金については、（〇〇町の例による。又は〇〇〇〇円とする。） 10 葬祭費については、（〇〇町の例による。又は〇〇〇〇円とする。） 11 各種検診助成事業については、（〇〇町の例による。又は合併後に調整する。） 12 高額療養費貸付事業については、（〇〇町の例による。又は合併後に調整する。）			

4 国民健康保険事業決算の推移

[(歳入・歳出・単年度収支、年度末基金残高 単位：千円) (被保険者数 単位：人)]

区 分		平成11年度	平成12年度	平成13年度		平成14年度		平成15年度		
				対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比			
大成町	歳入合計	319, 611	317, 192	99. 2%	356, 352	112. 3%	349, 480	98. 1%	365, 640	104. 6%
	歳出合計	317, 495	315, 653	99. 4%	352, 503	111. 7%	338, 450	96. 0%	359, 937	106. 3%
	単年度収支	2, 116	1, 539	—	3, 849	—	11, 030	—	5, 703	—
	年度末基金残高	147, 056	140, 726	—	142, 636	—	120, 890	—	87, 723	—
	被保険者数	1, 239	1, 223	98. 7%	1, 211	99. 0%	1, 225	101. 2%	1, 241	101. 3%

[(歳入・歳出・単年度収支、年度末基金残高 単位：千円) (被保険者数 単位：人)]

区 分		平成11年度	平成12年度	平成13年度		平成14年度		平成15年度		
				対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	
瀬棚町	歳入合計	254, 003	360, 222	141. 8%	324, 509	90. 1%	337, 641	104. 0%	378, 967	112. 2%
	歳出合計	248, 891	355, 571	142. 9%	315, 911	88. 8%	322, 890	102. 2%	369, 277	114. 4%
	単年度収支	5, 112	4, 651	—	8, 598	—	14, 751	—	9, 690	—
	年度末基金残高	102, 749	56, 202	—	53, 040	—	44, 981	—	32, 949	—
	被保険者数	1, 155	1, 162	100. 6%	1, 200	103. 3%	1, 235	102. 9%	1, 258	101. 9%

[(歳入・歳出・単年度収支、年度末基金残高 単位：千円) (被保険者数 単位：人)]

区 分		平成11年度	平成12年度	平成13年度		平成14年度		平成15年度		
				対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	
北檜山町	歳入合計	767, 295	799, 127	104. 1%	770, 866	96. 5%	795, 650	103. 2%	844, 039	106. 1%
	歳出合計	736, 216	760, 911	103. 4%	714, 492	93. 9%	760, 845	106. 5%	809, 900	106. 4%
	単年度収支	31, 079	38, 216	—	56, 374	—	34, 805	—	34, 139	—
	年度末基金残高	84, 046	100, 208	—	87, 751	—	95, 379	—	45, 701	—
	被保険者数	3, 090	3, 016	97. 6%	3, 123	103. 5%	3, 131	100. 3%	3, 040	97. 1%